消費者ホットライン188とは？

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていることはありませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも３桁の電話番号でつながる消費者ホットライン『188（いやや！）』にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

消費者庁　消費者ホットライン188イメージキャラクター「イヤヤン」

一人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです。困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「いやや」（局番なしの188）」までお電話を。

『泣き寝入りは超いやや（188）！』で覚えてね。

問い合わせ先　産業振興課　商工観光係
☎76－2151（内線258）

心配ごと相談のお知らせ

心配ごと相談は、社会福祉協議会で随時受付し、相談員との日程を調整します。

気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先
津別町社会福祉協議会　☎76－1161

秋の全国交通安全運動

9月21日（土）～30日（月）

交通事故死ゼロを目指す日　9月30日（月）

全国重点目標

- 子どもと高齢者の安全な通行の確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

問い合わせ先　住民企画課住民環境係
☎76－2151（内線216）

人が生きる上で必要な「水」！津別町の水道特集！

タウンニュース Town News Tsubetsu つべつ 第29回

現在インターネットで公開中！　町のHPをご覧ください

人間が生活する上で欠かせない「水」。私たちが普段使っている便利な水道の裏側をご紹介。この水はどこから来て、どこに流れるのか？　また、現在進む水道の更新工事もご紹介。おいしいと評判の津別町の水に迫ります。

この番組は、津別町の今を映像で定期的に発信（月１回）することで、町民の町づくりへの参加促進、移住・定住の促進、ふるさと納税の拡大を図り、町づくりの記録を残すことで、10年後20年後の町民への財産とします。完成した映像は、町のWebサイトや道東テレビ、YouTube等で公開いたします。また、さんさん館、津別病院、道の駅あいおいに設置された「デジタルサイネージ（映像看板）」でも視聴することができます。

※タウンニュースつべつは、ふるさと納税の寄附金により制作しています。

職員がレポーターに挑戦

《取材希望企業・飲食店・生産者募集!!　詳しくは役場住民企画課まで》

問い合わせ先　住民企画課　企画係　☎76－2151（内線215）

第29回「公証週間」電話相談のご案内

10月１日から７日までは公証週間です。公証制度を広く国民の間に普及させるため、日本公証人連合会本部において、同期間中、電話相談を実施します。

【日本公証人連合会本部　公証週間の電話相談】

日　時　10月１日（火）から７日（月）
午前９時30分～正午、午後１時～４時30分

電　話　☎03－3502－8239
（土・日も実施）

内　容　遺言、任意後見契約など公証事務全般

『北の森づくり専門学院』学校説明会の開催について

豊かな生態系をはぐくむ森林を守り、育て、引継いでいく、100年先を見据えた森林づくりを推進するという理念の下、令和２年４月に新しく旭川市に林業・木材産業の専門学校「北海道立 北の森づくり専門学院」が開校します。

開校にあたり、以下のとおり学校説明会が開催されます。

学校説明会

日　時　９月７日（土）　午前９時20分～午後５時

会　場　北見工業大学　講義室（北見市公園町165番地）

問い合わせ先　北海道水産林務部林務局林業木材課
北の森づくり専門学院準備室　☎011－206－6579

なくそう！望まない受動喫煙～マナーからルールへ～

2018年７月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。法改正によってほとんどの施設が原則屋内禁煙になり、たばこを吸わない方が受動喫煙に遭う機会は大きく減少すると考えられます。今後も、健康への影響が大きい、子どもや患者の方に特に配慮し、より一層の健康リスクの低減を実現する社会へ向けた整備が進められます。

1 学校や医療機関などが原則敷地内禁煙となります（2019年７月から）

学校、医療機関、児童福祉施設等及び行政機関の庁舎（第一種施設）が原則敷地内禁煙（屋内禁煙も不可）となります。ただし、こうした施設の屋外には、必要な措置が取られた場所に限り、喫煙場所の設置ができます。

2 多数の方が利用する施設が原則屋内禁煙となります（2020年４月から）

第一種施設を除く、一般の会社や工場、飲食店や遊技場など、多数の方が利用する施設（第二種施設）が原則屋内禁煙となります。

（1）施設における事業内容や経営規模への配慮から、類型・場所ごとに所定の要件に適合すれば各種喫煙室（専用室、可能室、加熱式たばこ専用室、目的室）の設置ができます。

喫煙専用室は、喫煙のみが可能な専用室で、飲食等のサービスの提供をすることはできません。加熱式たばこ専用喫煙室では喫煙可能となるのが加熱式たばこに限られますが、飲食等のサービスの提供が可能です。

（2）喫煙可能な設備を持った施設には必ず、指定された標識の掲示が義務付けられています。こうした標識の掲示された施設には、掲示内容に示された喫煙室が設置されていますので、注意してください。

（3）20歳未満の方は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙エリア（屋内、屋外を含めた全ての喫煙室、喫煙設備）へは立入禁止となります。これについては、たとえ従業員であっても立ち入ることはできません。

3 全面施行へ向けたスケジュール

2020年４月の全面施行までは、施設によっては、喫煙室の設備や標識の掲示などが完備されていない可能性があります。施設へ入る際や、施設内での各部屋への移動の際には、十分に注意してください。

○厚生労働省ホームページ
https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/

○厚生労働省受動喫煙対策に係るコールセンター
☎03－5539－0303
受付時間９：30～18：15（土日・祝日は除く）

【問い合わせ先】　北海道オホーツク総合振興局
保健環境部北見地域保健室
☎0157－24－4171
FAX0157－24－4199